

第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年11月25日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 涉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	欠席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 9番 久保 靖彦 委員
 - 10番 大西 忠義 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第9号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和2年第11回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、9番 久保委員、10番 大西委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第7項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条による所有権移転許可申請が、第2項から第5項につきましては、議案第3号において農地法第3条による賃借権等設定の許可申請が、第6項につきましては、議案第8号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請が、第7項につきましては、議案第9号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第7項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第7項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 11月14日に譲受人のお宅を訪ねまして、お話を伺ってまいりました。現地の方
も確認してまいりましたが、親戚間の売買でございます。譲受人の土地と地続きでも
ありますので、何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第2号第2項及び第3項については関連がありますの
で、一括して議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第2項及び第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページから2ページの「農地
法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき
ると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項及び第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 11月16日に譲渡人であるお父様とお話をしてまいりました。経営の方は既に譲
受人である息子さんがしておりますが、今回、3条で土地を息子さんの方に贈与をす
るということでもあります。親子間ということで問題なしと判断してまいりました。以
上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第2項及び第3項の件について、申請のとおり許可することに決定して

よろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項及び第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から、調査報告をお願いいたします。

17番 11月14日にお話を伺ってまいりまして、譲渡人であるお父様から譲受人である
息子さんへ贈与するというございます。親子間の贈与ということで何ら問題は
ないと思われます。以上です。

議長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7番 先日、農地を見てまいりました。造成をして農地を広げた部分の申請でございま
す。親子間の使用貸借ということで何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございましたか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7 番 貸主と借主の関係ですけれども、借主は貸主が叔父にあたり親戚関係ということで
ございます。

また、隣に借主の畑等もございまして、何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございま
せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第3号第3項から第5項については関連がありますの
で、一括して議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項から第5項朗読、説明)

なお、第3項から第5項の許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページか
ら5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該
当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項から第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 先ほどから親子間のということで度々出ておりますが、この3条も親子間の案件で
ございます。議案第3号第3項の貸主であるお父様は64歳になられるということで、
経営移譲に伴い親子間で使用貸借の契約を結ぶものでございます。

借主である息子さんにつきましては、就農して10年ほど経っております。行政区
の方でも頑張ってお顔をしておられます。

また、第4項、第5項の案件につきましては、今までお父様が借りておられた土地
を息子さんへ借換えするというところでございます。賃貸料もそのまま引継ぐというこ
とで、何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項から第5項の件について、申請のとおり許可することに決定して
よろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項から第5項について、申請のとおり許可する
ことに決定いたします。続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局
から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

10番 この案件も親子間の使用貸借でございます。借主である息子さんは従事されて15
年ほどでございますし、現在、経営主として営農されている立場でございます。何ら
問題はないと判断しております。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申出者が自己の所有地に苗木の植栽を行うために、農用地区域内農地から除外するための諮問であります。

「調査書」につきましては、6ページから7ページとなっております。

申出者が、造林に関する国の補助制度を活用して行うもので、苗木の植栽は、十勝大雪森林組合に発注して行われることとなっております。

なお、植栽する予定地については、登記地目及び現況地目が原野でありますので、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

本件につきましては、電気通信事業法に基づく携帯電話の無線中継局を建設するために、農用地区域内農地から除外するための諮問であります。

「調査書」につきましては、8ページから9ページとなっております。

この長流枝地域は電波伝搬状況が不安定で改善要望が多く、建設するにあたり大部分が農用地で、それ以外に建設用地を確保することが困難であったことから、周辺住民に影響を及ぼすおそれの少ない場所であることなど総合的に判断し、本件の農用地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気通信事業法に基づく携帯電話の無線中継局の建設については、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

本件につきましては、音更町が実施する、魅力発信エリア道の駅整備事業による、道の駅、道路、公園及び駐車場の整備を行うために、農用区域内農地から除外するための諮問であります。

「調査書」につきましては、10ページから11ページとなっております。

この事業については、昨年8月の総会終了後に、町経済部産業連携課職員から説明がありましたが、現況は、地盤整備が進み、近く建物本体工事に着手する予定であります。

なお、この事業は、地方公共団体が設置する施設のため、土地収用法該当事業となり、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は経営規模拡大に伴い、大型機械を収納するための施設が不足してきているため、既存の格納庫の増築を計画するもので、用地の選定にあたり、既存の倉庫・格納庫に隣接していること、作業効率や農地への影響を最小限になることを考慮し、本申請地に建設するものであります。

申請地については、別添「調査書」の12ページから17ページにあるとおりで、598平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の12ページにあるとおり農用区域内農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、「調査書」の13ページから14ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されております。

また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われれます。以上

です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から調査報告をお願いいたします。

3 番 11月2日に転用者立会いのもと、事務局とともに現地を確認してまいりました。
近年、農作業機械の方も大型化してきて、今の格納庫では手狭になってきたとい
うことでございます。作業場を含めての申請となりますけれども、必要最小限の面積
での申請であると思われまます。以上です。

議 長 松川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま
せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの
説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が昭和牧場の一部を使用して、十勝川温泉を利用する
観光客に雪上を利用したアウトドアメニューを提供するため、一時転用する計画であ
ります。降雪後の雪上の利用のみで、土壌に影響は与えず、雪解け後はそのまま採草
放牧地に戻ります。期間は、令和3年1月1日から令和3年2月28日までであり、
農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、別添「調査書」の18ページから23ページにあるとお
りで、本事業は、転用者が保有している資産と人員で行うため、新たな資金調達が発
生いたしません。また、転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれ
はないと思われまます。

本件は、平成24年度から、同じ場所で利用されておりまして、利用者数の延べ人
数では、過去3年間の実績で、平成29年度は21人、平成30年度は雪不足の影響
で1人、令和元年度は、11人の利用状況となっております。以上です。

議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から調査報告をお願いいたします。

9 番 11月14日に現地調査をしてまいりました。事務局からの説明のとおり、例年通
りの申請内容であることと、冬期間のみ一時的に利用するものであるため何ら問題な
いと思われまます。

議 長 久保委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の24ページから26ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。鈴木委員から調査報告をお願いいたします。

17番 11月14日に現地を確認してまいりまして、現状は、建物は建っておらず更地の状態で、登記地目が畑であるものを宅地にしたいということで問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第7号第1項朗読、説明)

以上、第1項につきましては、別添「調査書」27ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、決定いたします。
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。
次に、議案第9号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。
本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第9号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、緑陽地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた牧地区のBさん(58歳)、同じく牧地区のCさん(41歳)の2名を選定いたしました。

第2項、北進地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた北進地区のEさん（42歳）を選定いたしました。

第3項、大盛地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、大盛地区のGさん（52歳）を選定いたしました。

第4項、新生地区のHさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた上然別地区の法人Iを選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第9号第1項から第4項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第9号第1項から第4項について、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和2年第11回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時10分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年11月25日